

二十五日辛卯の條をはじめ、和名類聚抄、延喜式等、その外數百部の古書どもに、みな尾張國海部郡と記せり、

(張州府志二十三) 海東郡疆域 東西三里、南北三里、東至愛智郡、西隔河隣海西郡、南至海、接熱田浦、北至中島郡、凡一百三十二村。

(續日本紀二十八) 神護景雲元年五月戊辰、尾張國海部郡主政外正八位下刑部岡足獻當國國分寺米一千斛、授從五位下。

(續日本紀三十) 神護景雲三年九月壬申、尾張國言。略 中今年夫水、其流改道、毎日侵損葉栗中島、海部

三郡百姓田宅。略 下

(尾張志) 海西郡。

當郡は此國の西南の極に屬る地にて、東西は一里ばかり、南北は七里ばかりあり、地形少し曲りて張れる弓に似たり、東は海東郡につゝき、北は中島郡に接する、西は大河を隔て、美濃國海西郡を境とし、是はもと此尾張國內なりしを、天正年中に木曾川を境として、葉栗、中島、海西と三郡本國の郡名にて、彼國のもとよりの郡名、南は海にて、伊勢國桑名郡に並べり、延喜式尾張國緣海郡あらず、是は豊臣家のはからひなりには、豊臣家のはからひなり、海西郡にはあらず、郡名を舉といふ名目見えたるは、海邊の地をさしてかりにいへる、さまで、本國八郡の正しき郡名にはあらず、八郡の郡名は、和名抄及延喜民部式に見えたるを正しき、かの八郡の中に海部郡とあるば、今この海東海西と二郡に分れたる本基也、其わがれて二郡と建られたるはいづばかりなりけむ定かならず、されども頼朝將軍の熱田宮の寄進狀に、治承四年八月云々、海東郡といふ名目見えたれば、治承よりも以前なる事は考へれたり、

(張州府志二十六) 海西郡疆域 東西一里南北七里餘、堅長横狹、宛如一島、東接海東郡、東北與中島郡接壤、西則隔河曰濃州海西、南則海面連勢州、凡七十三村。